

## 議論の進め方と前半の検討項目（案）

## I 議論の進め方

本検討会とワーキンググループ（以下「WG」という。）の分担は、おおむね次のような形を想定している。

本検討会 枠組み・方向性等について検討する

WG 技術的事項について検討を行い、本検討会に提示する見直し案（検討事項に応じて単数または複数選択肢）や論点などを整理する

## II 検討項目

## 1 事前調査を行う者の要件

## (1) 現状と課題

現在、石綿の調査に関して、官民の複数の講習制度等がある。労働安全衛生法に基づく「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」（技術上の指針公示第 21 号。以下「大臣指針」という。）において、事前調査は、そうした石綿に関し一定の知見を有し、的確な判断ができる者が行うよう推奨しているが、法令上の要件として定めていない。

一方で、事業者が事前調査を実施したものの、石綿含有建材を把握漏れした事案が指摘されている。【関係資料：資料 5】

## (2) 検討事項

- ・ 建築物等の事前調査を行う者について、一定の要件を定めてはどうか。
- ・ 要件を定めることを検討する場合には、WG において、具体的な内容を検討してはどうか。
- ・ WG において論点整理等すべき事項として何があるか。どのような方向性で議論すべきか。

## 【WG で議論する場合の検討事項（例）】

- ・ 要件の内容
- ・ 当該要件を必要とする解体・改修等作業の範囲
- ・ その他（例：推奨すべき取組）

## 2 事前調査結果に関する届出等

### (1) 現状と課題

建築物の解体等作業において、石綿含有建材の使用が判明した後も、労働基準監督署に届出を行わず、労働者の石綿ばく露防止措置が適切に講じられないまま石綿除去等作業が進められた事案が指摘されている。【関係資料：資料5】

こうしたことを踏まえると、不適正な事前調査を牽制する効果が働くような枠組みが必要ではないかと考えられる。

なお、現在、石綿に関する届出については、吹付け石綿の除去作業など特にリスクの高い作業を行う場合に、作業を行う事業者が労働基準監督署に届出（計画届・作業届）を行うことを義務づけている。

### (2) 検討事項

- ・一定の解体・改修作業については、石綿の有無にかかわらず、事前調査の結果の概要を労働基準監督署に届け出る仕組みとしてはどうか。
- ・こうした仕組みを設ける場合に、届出対象の範囲等については、どのような方向性で設定すべきか。不適正な事前調査を牽制する観点から、幅広い範囲を対象とし、行政や事業者の実務を踏まえ、数十万件程度としてはどうか。また、不適正な事前調査を牽制する観点から、窓口での書面審査を目的とした届出ではなく、数多くの届出の中から立入り対象を抽出する目的の届出としてはどうか。【関係資料：資料6】
- ・WGにおいて、具体的な内容を検討してはどうか。
- ・WGにおいて論点整理等すべき事項として何があるか。どのような方向性で議論すべきか。

#### 【WGで議論する場合の検討事項（例）】

- ・届出対象の具体的な範囲（論点例：労働安全衛生法令における既存の石綿に関する届出対象との包含関係、他法令の届出対象との包含関係、不適正な事前調査に対する牽制対象として適当か否か）
- ・事業者負担に配慮した簡易な記入内容（論点例：建材の種類など調査結果や建築物情報の記入方法（選択肢等））
- ・事業者負担に配慮した簡易な届出方法（論点例：電子申請の推進のための電子署名の省略、電子申請の義務化の当否）
- ・適正な公衆向け掲示内容の確保策（検討例：届出内容を厚生労働省ウェブサイト等に掲載し、周辺住民が掲示内容と行政への届出内容が一致しているか確認できるようにする等）

### 3 事前調査に関する具体的事項

#### (1) 現状と課題

- ・事前調査において建築物等を調査する際の方法については、大臣指針や通達等で示しているが、法令上、具体的な規定はない。一方で、これまでに事前調査に関する技術的知見が一定程度集積してきたと考えられる。
- ・事前調査結果の記録を法令上義務づけており、その保存期間は大臣指針において示しているが、法令上において規定はない。
- ・事前調査結果の記録を現場に備え付けることについては、大臣指針等で示しているが、法令において規定はない。
- ・事前調査結果として記録すべき内容については、大臣指針や通達等で示しているが、法令上、具体的な規定はない。

#### (2) 検討事項

- ・事前調査において建築物等を調査する際の方法については、法令上、具体的に規定してはどうか。
- ・事前調査結果の記録の保存期間を法令上規定してはどうか。
- ・事前調査結果の記録を現場に備え付けることについて法令で義務づけてはどうか。
- ・事前調査結果として記録すべき内容について法令上規定してはどうか。
- ・事前調査結果に関する掲示その他の事項について見直すべき事項はあるか。

### 4 いわゆる「みなし」規定の対象

#### (1) 現状と課題

事前調査においては、石綿含有の有無が不明である建材は原則として分析を行うことを義務づけているが、吹付け材を除き、当該建材が石綿を含有するとみなして労働安全衛生法令に基づく措置を講じた場合はこの限りでないとしている（いわゆる「みなし」規定）。吹付け材について石綿含有が推定されるような場合もあり、一律に分析を求めることは、工期や分析費用等の増大につながることから、適当ではないとの指摘もある。

#### (2) 検討事項

吹付け材についても「みなし」規定を適用できるようにすることとしてはどうか。

## 5 既存の届出の整理統合

### (1) 現状と課題

石綿作業に関する現行の届出は、一定のものは労働安全衛生法第 88 条に基づく計画届、その他のものは石綿障害予防規則第 5 条に基づく作業届を義務づけている。いずれの届出においても、多くの場合は、届出の添付書類が同様のものが提出されていると言われる一方で、法令上は届出が 2 種類に区別されていることから規制内容が分かりづらいとの指摘がある。

なお、同様の工事を対象としている大気汚染防止法に基づく届出は 1 種類となっている。

### (2) 検討事項

作業届を計画届に整理統合することとしてはどうか。

## 6 その他

事前調査に関し、その他、WG 等で議論すべき検討課題はあるか。

※建材分析については、後半に検討を行うことを想定。